

第8期(令和3~5年度)

鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

ダイジェスト版



この計画は、地域に暮らす全ての人々が、丸ごとつながって一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」の実現を念頭に、地域包括ケアシステムの取り組みを一層進め、高齢者も健康で生きがいを持ちながら地域で生活できるよう、計画の基本理念である「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を目指して策定したものです。

鳥取市 令和3年3月

第1章 総論

1 基本理念

住み慣れた地域で安心して 暮らし続けることができるまちづくり

2 基本目標

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

第2章 施策の展開

施策の目標1 健康でいきいきとした生活の実現

■ 施策① 健康づくり・介護予防の推進

- ◎高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康で自立した生活ができることを目指します。
- ◎食生活や運動、飲酒及び喫煙、さらには歯と口の健康に関する生活習慣病を改善するほか、疾病の予防・早期発見・早期治療により市民の健康寿命の延伸に取り組みます。
- ◎若いころからの健康づくりを推進するとともに、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が健康で生きがいのある活動的な生活が送れるよう支援します。
- ◎リハビリテーション職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の専門的な知見をいかし、介護サービスの質の向上や高い効果の得られる健康づくりに取り組みます。

- 具体的な施策 ①健康寿命の延伸 ②生活習慣病の発症と重症化の予防 ③地域における介護予防の推進 ④介護予防・生活支援サービスの推進 ⑤地域リハビリテーションの推進

■ 施策② 社会参加の推進

- ◎高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。さらにその拠点となる高齢者福祉施設を設置・運営し、健康増進や教養の向上、レクリエーション等の場を提供します。
- ◎元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、就労や地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めます。

- 具体的な施策 ①社会参加や生きがい活動への支援 ②高齢者施設の運営 ③高齢者の就労支援

施策の目標2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進

■ 施策① 在宅医療・介護連携の推進

- ◎医療機関と介護事業所、医療と介護の専門職の連携を進め、市民が住み慣れた自宅やその地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくりを進めます。
- ◎在宅医療や急変時の対応など医療の機能分担や、人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただく取り組みを進めます。

- 具体的な施策 ①関係機関との連携の推進と課題の検討 ②医療・介護関係者への支援 ③住民啓発の推進 ④在宅医療・介護の提供体制の構築推進

■施策② 包括的な支援体制の構築

- ◎福祉に関する総合相談対応や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と取り組み内容の充実を図ります。
- ◎地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能や体制を強化します。
- ◎「地域ケア会議」の開催により、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進します。

- 具体的な施策 ①包括的支援事業の推進 ②地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進 ③地域ケア会議の推進

■施策③ 認知症施策の推進

- ◎認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生き、同じ社会で生活する地域共生社会の実現に向けて、本人とともに普及・啓発を推進します。
- ◎「認知症になってからも進行を穏やかにする」という意味での認知症予防を地域共生社会の基盤のもとに推進していきます。
- ◎認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、認知症の人の暮らしの環境を整え、適切な医療や介護サービスを提供することにより、切れ目のない認知症施策を進めます。

- 具体的な施策 ①認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり ②介護者支援の充実 ③早期診断・早期対応による生活支援の充実

■施策④ 生活支援サービスの充実

- ◎地域福祉活動などの「互助」の活動が一層広がりを持つよう、各地区で活動されている社会福祉協議会や民生委員等、福祉に関わる団体や地縁組織等と連携して取り組みます。
- ◎NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となっていただく環境づくりを進めます。

- 具体的な施策 ①生活支援体制の充実

■施策⑤ 高齢者福祉サービスの提供

- ◎介護が必要な人やその家族、ひとり暮らし高齢者をはじめ福祉の支援が必要な皆さんが、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続します。

- 具体的な施策 ①在宅生活を支援する福祉サービスの推進

■施策⑥ 権利擁護施策の推進

- ◎成年後見制度の利用促進により、認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者の判断能力を補い、その人の生命財産の擁護に努めます。
- ◎成年後見制度の利用促進のため、本計画を「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。
- ◎高齢者虐待防止のため、虐待の早期発見と早期対応に取り組みます。

- 具体的な施策 ①成年後見制度の利用促進 ②高齢者虐待の防止及び早期発見

■ 施策⑦ 状況に応じた施設・住まいの確保

- ◎高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・居住系の介護サービスや住宅の充実・確保を図ります。また、在宅生活が継続できるよう、身体機能に応じた居住環境の整備を支援します。
- ◎高齢者が賃貸住宅や施設などに円滑に入居できるよう様々な支援に取り組みます。
- ◎複数の相談窓口がお互いに連携しながら、相談者のニーズにきめ細かに対応します。

- 具体的な施策 ①施設・居住系の介護サービスの充実 ②多様な高齢者向け住宅の確保
③安全・安心な居住環境の確保 ④住宅確保要配慮者への支援
⑤地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

施策の目標3 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

■ 施策① 介護サービスの充実

- ◎一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の在宅サービスが適切に提供される体制、介護サービス見込量の確保に努めます。
- ◎24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進し、また、在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスを計画的に整備します。

- 具体的な施策 ①居宅サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設・居住系サービスの充実
④介護サービス見込み量の確保

■ 施策② 介護保険事業の適正な運営

- ◎保険受給者や介護保険サービス事業者に対する法制度の適切な運用により、介護給付の適正化に取り組みます。
- ◎介護保険サービス事業者への指導監督の実施や事業者自らの質の向上への取り組みを支援し、サービスの質の確保及び向上を図ります。

- 具体的な施策 ①介護給付費等に要する費用の適正化の推進 ②介護サービスの質の確保及び向上

■ 施策③ 介護人材の確保・育成

- ◎鳥取県の配置する介護専属の就職支援コーディネーターとの連携や介護職場の魅力の発信、雇用環境や処遇改善による離職者数の減に向けた取り組みを進めます。
- ◎質の高いサービスが適切に提供される体制を確保するため、ICT等を活用した業務の効率化や研修等による資質の向上に向けた取り組みを推進します。

- 具体的な施策 ①介護人材の確保 ②介護人材の定着支援 ③介護人材の資質の向上

■ 施策④ 災害・感染症発生時のサービス継続体制

- ◎災害時に被害を受けやすい高齢者の安全・安心を確保するため、地域の互助によって高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりを推進します。
- ◎災害発生に備え、高齢者福祉施設において避難確保計画が作成されるよう働きかけるとともに、関係機関と連携し、現地点検などを定期的の実施できるよう取り組みます。
- ◎災害・感染症発生に備え、会議・研修会のリモート開催等のオンライン化を推進するほか、衛生・防護用品の備蓄に取り組みます。

- 具体的な施策 ①災害時の支援体制づくり ②高齢者福祉施設の避難体制の確保
③災害・感染症発生に備えた体制づくり

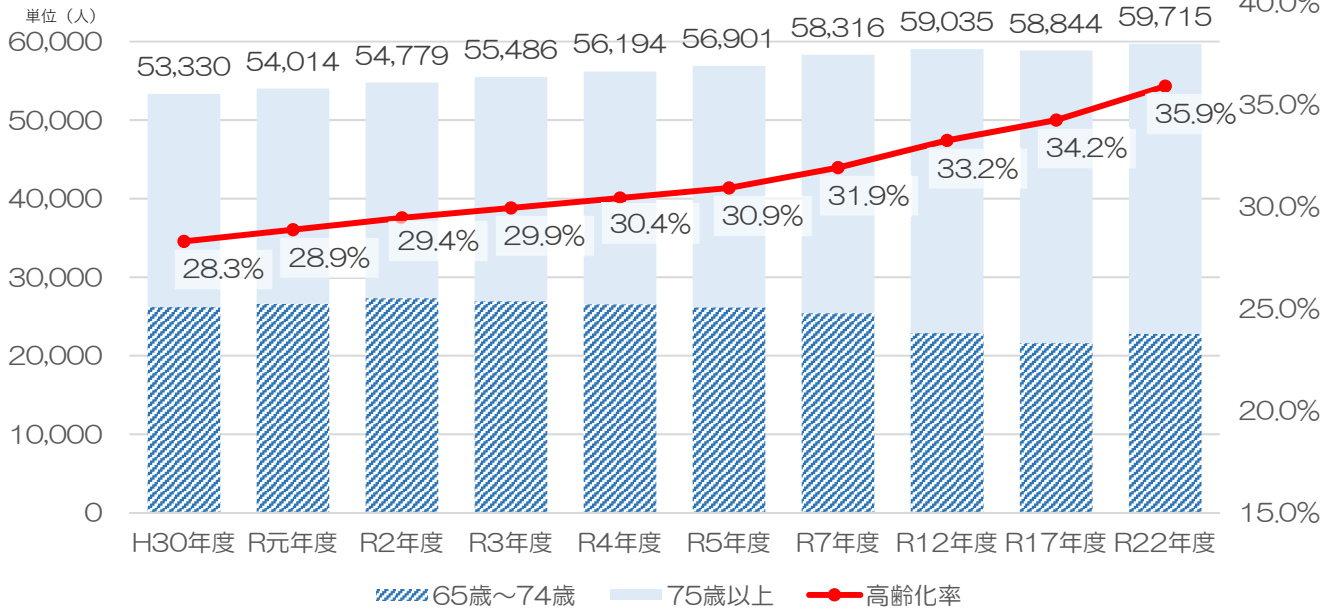
第3章 介護サービス等の見込みと介護保険料

1 高齢者数と要介護認定者数の推移と見込み

■高齢者数

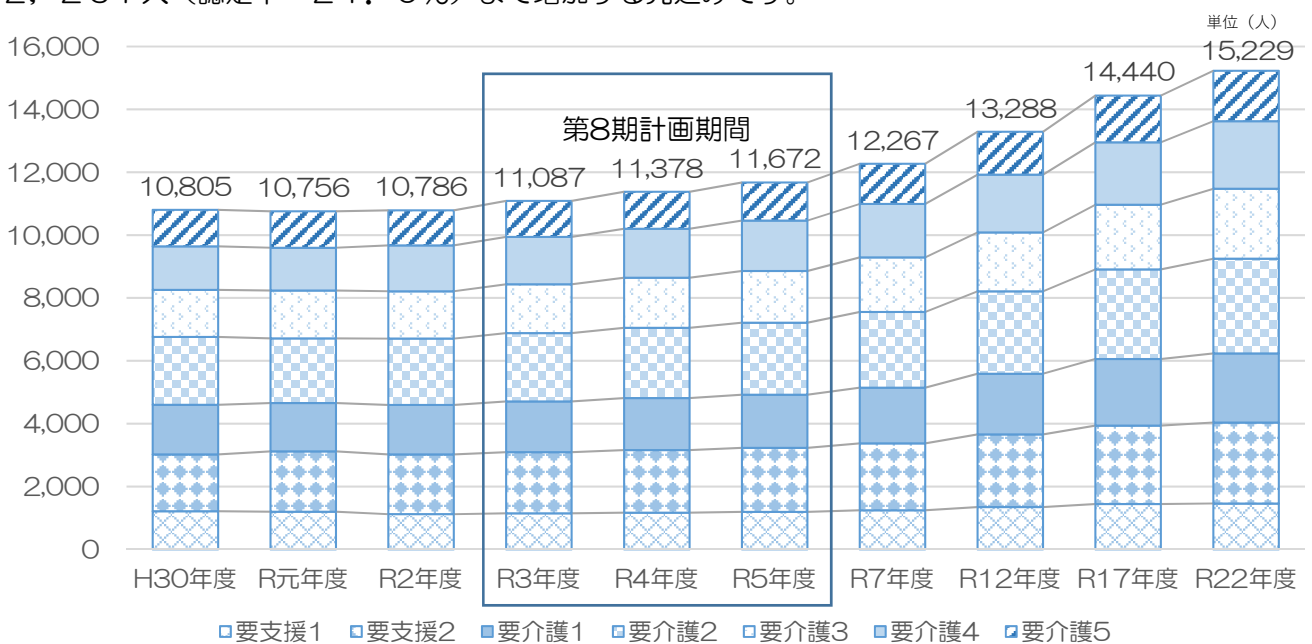
令和2年9月末現在の鳥取市の人口は186,050人、このうち65歳以上の高齢者は54,779人、高齢化率（65歳以上の人口割合）は29.4%となっています。

今後は、令和5年度には56,901人（高齢化率：30.9%）、令和7年度には58,316人（高齢化率：31.9%）に上昇していく見込みで、後期高齢者人口の増加が顕著です。



■要介護（要支援）認定者数

高齢化の進展に伴い、認定者数も増加することが見込まれ、65歳以上の高齢者のうち要介護（要支援）認定を受けている人の数は、令和5年度には11,672人（認定率：20.5%）、令和7年度には12,267人（認定率：21.0%）まで増加する見込みです。



2 介護給付費等の見込み及び費用の負担割合

■介護給付費等の見込

(年間の給付費等・単位：千円)

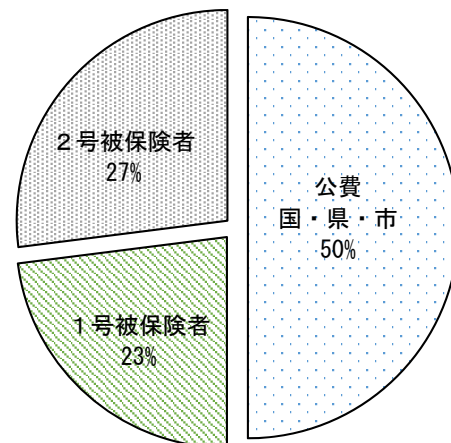
区分	第8期			第9期	第14期
	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護サービス	17,686,208	18,059,599	18,418,515	18,551,652	21,030,922
介護予防サービス	460,437	468,775	478,934	498,001	587,633
その他のサービス	875,790	842,191	863,499	906,551	1,119,311
地域支援事業	1,195,534	1,263,567	1,274,891	1,287,168	1,376,972
総合計	20,217,969	20,634,132	21,035,839	21,243,372	24,114,838

■介護給付費等の負担割合

介護保険サービスを利用した場合、そのサービス料は、所得に応じて費用の1割～3割を利用者が負担し、残りは保険給付により賄われます。

保険給付は、公費と保険料で給付費の50%ずつ負担し、公費分は国、県、市がそれぞれ分担し、保険料分は第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳）が負担します。

第8期期間（令和3～5年度）中の第1号被保険者の負担割合は23%です。



3 第1号被保険者の保険料

■第8期保険料基準額

区分	第7期	第8期	差額	伸び率
年額	78,000円	76,000円	△2,000円	△2.6%
月額	6,500円	6,333円	△167円	

発行・お問い合わせ先

鳥取市 福祉部 長寿社会課

〒680-8571

鳥取市幸町71番地（本庁舎1階）

TEL 0857-30-8211

FAX 0857-20-3906